

私たちの手で支えあいの地域をつくる

▷問い合わせ 高齢者支援係 (☎223局3536)

地域での生活を支える

— あしや助けあい・支えあいの会 (通称 あしたの会) —

あしたの会は、ちょっとした困りごとを地域の中で助けあい、支え合うことを目的に結成された会です。活動は3年目に入りました。この会は協力会員が利用会員をサポートするという、会員同士の助けあいの仕組みの中で活動を行っています。

●2年間を振り返って

この2年間で、サポート件数、時間も次第に増えてきました。サポートを開始した当初は、利用会員に対する総サポート提供時間は一月あたり1.5時間でしたが、今では多い月には約41時間に及びます。その中でも、①ゴミ出し、②室内の清掃、③除草、④一人暮らし世帯の話し相手は、希望が多いサポートです。

特に一人暮らし高齢者世帯への話し相手は、孤独感の解消だけでなく、回数を重ねていくうちに、訪問した協力会員に対し、徐々に困りごとを訴えるようになり、室内の清掃や電球の交換などのサポートにつながっていきました。また、ゴミ出しは、継続的な利用もありますが、病院などの退院後の体調が整うまでの短期的な要望にも対応しています。

1	ゴミ出し	6	せん定
2	室内の清掃	7	補修
3	除草	8	包丁研ぎ
4	話し相手	9	電灯(球)交換
5	室内の整理	10	荷造り

●町外の仲間との交流

今年1月には、苅田町であしたの会と同じようなサポート活動を行っている「おたすけ虹の会」が芦屋町を訪れ、交流会を行いました。あしたの会が活動を始める時には、「おたすけ虹の会」を訪ねたり、研修会に来てもらうなど交流が続いています。

交流会当日は、60人の参加があり、互いの活動状況の発表や悩みなどの意見交換が活発に行われました。「利用者に喜んでもらえるのが生きがい」、「無理のない範囲で続けていくことが一番」、「まず、やってみることが大事」などサポート活動を通じて、ともに思いを同じくすることや、アドバイスなどが得られ有意義な交流会となりました。芦屋町内だけではなく、外にも仲間がいることは今後も活動を続けていく強みになりそうです。



「おたすけ虹の会」(苅田町)との交流会

●皆さんの力が会の原動力です

活動が充実するにつれて、協力会員の必要性もより増してきます。随時、会員の募集を行っています。特技や経験がなくても構いません、自身の生きがいづくりにつなげてみませんか。

*現在、新型コロナウイルス感染症予防のため急を要しないサポートは中止しています。今後は、密にならない、換気を十分にするなど対策を行ったうえでサポートを再開する予定です。

●あしたの会は

▷年会費 協力会員・利用会員・賛助会員一口500円

▷サポート料 10分100円(一回あたり60分を上限)

▷会員加入やサポートの問い合わせ あしたの会事務局(福祉会館内) (☎222局2866)



あしやん夏のお知らせ

■はまゆう開花時期

▷とき 7月下旬～8月上旬

▷ところ 夏井ヶ浜はまゆう自生地

■芦屋海水浴場を開設します

▷開設期間 7月11日(土)～8月16日(日)

■海浜公園駐車場が有料になります

▷有料期間 7月11日(土)～8月16日(日)

▷開閉門時間

7月11日(土)～8月16日(日)・午前7時～午後8時

▷駐車場 1000台収容(バイク=100円、軽自動車・普通車=500円、大型車=1500円)

※障がい者は半額(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示が必要)です。

▷問い合わせ 芦屋町観光協会

(☎221局1001)

■中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する十分な対策を実施することが困難なことから、今年度の営業やイベントが下記のとおり中止になりました。

●レジャープール「アクアシアン」営業中止

▷問い合わせ レジャープール「アクアシアン」(☎223局3481)

●祇園山笠中止(7月中旬)

●あしや精霊流し中止(8月15日)

▷問い合わせ 芦屋町観光協会

(☎221局1001)

差別をなくすために 第421号

インターネットと人権

最近では、スマートフォンなどの普及に伴い、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などのインターネットを利用したコミュニケーションが多くなるにつれて、欠かせないものになりつつあります。一方で、インターネットを利用した人権侵害は後を絶ちません。

SNSを使うと、名前や顔を知られずに情報を発信することができ、誰とでも自由に情報のやりとりを楽しむことができる反面、発言に思いやりのない人や発信する情報に責任を持たない人もいます。先日、テレビに出演していた女子プロレスラーが自殺したという報道がありました。生前にSNSをとおして不特定多数の人から執拗に誹謗中傷されていたとのこと。また、インターネットに関連した事例は誹謗中傷だけではなく、そのほかにも無断で特定の個人の実名や写真、居住地や職業をインターネット上に掲載し、本人の意思とは無関係にプライバシーが侵

害されてしまう事例もあります。こういった行為は決して許されるものではありません。情報を発信した本人は興味本位や面白半分であっても、公開された人は、精神的に深く傷つくとともに、周囲の人から誤解され、日常生活に大きな支障をきたすほど追いつめられる可能性があります。名前や顔が知られないからといって、誰かを誹謗中傷したり、責任のない情報を発信したりしてはいけません。

インターネット上での人権侵害を防ぐためにも、一人ひとりが直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守ってインターネットを利用するという認識を持つこと、そして他人を誹謗中傷する内容や差別的な内容、個人的な情報は発信してはいけないという意識をもつことが大切です。インターネット上に情報を発信する際には、誰が見ても「いいね」と思えるものを心がけましょう。

▷問い合わせ 社会教育係(☎223局3546)



芦屋町人権・同和教育研究協議会